

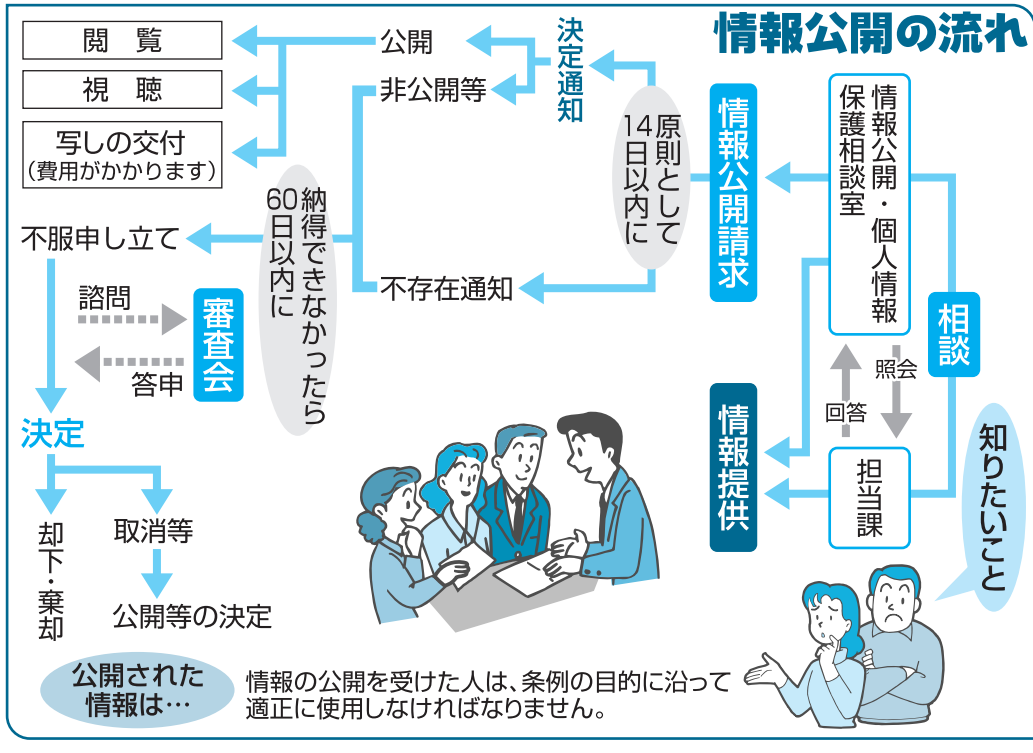
開かれた区政の推進をめざして 港区の情報公開制度

区では、区民の基本的な権利である「知る権利」を保障し、公正で開かれた区政を推進するために、情報公開制度を適切に運用しています。

ご存じですか 情報公開

情報公開Q&A

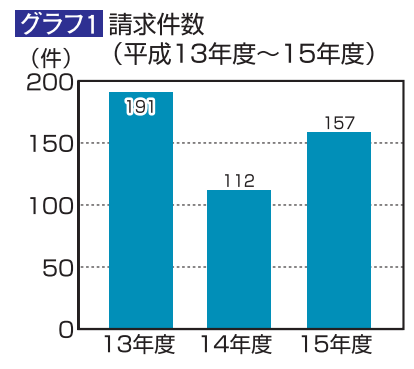
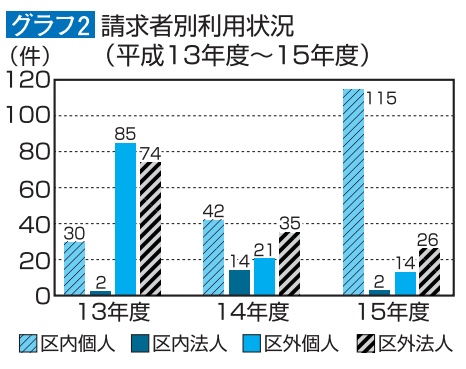
- Q** 請求できるのはどのような情報ですか？
A 区が行っている事務や事業に関する情報で、文書や写真などのことです。
Q だれでも請求できるのですか？
A 個人や法人を問わず、だれでも請求できます。
Q 請求をするときは、どこへ行けばいいのですか？
A 受け付けは、区政情報課の情報公開・個人情報保護相談室(区役所8階)で行っています。
Q 区役所に行かないと請求できないのですか？
A 請求は郵送でも受け付けています。
Q 請求書の「知りたい情報の内容」欄は、どのように書くのですか？
A 知りたい情報が特定できるように「平成 年度の...」



表平成15年度 情報公開請求実施状況

請求の内容	請求件数	請求者区分				決定内容				取り下げ
		区内		区外		公開	一部公開	非公開	不存在	
		個人	法人	個人	法人					
騒音公害苦情処理等に関する情報	91	91	0	0	0	49	63	15	85	0
飲食店等の営業許可に関する情報	21	1	0	1	19	17	16	0	9	0
近隣住民説明会等に関する情報	9	6	0	3	0	0	9	0	3	0
契約に関する情報	3	1	0	0	2	2	1	0	0	0
町会に関する情報	2	0	0	1	1	0	2	0	0	0
文化財に関する情報	2	0	0	2	0	1	2	0	0	0
区内中学校の成績一覧表調査に関する情報	2	2	0	0	0	0	2	0	1	0
汚染拡散防止計画書に関する情報	2	0	0	0	2	0	2	0	0	0
建築確認申請に関する情報	2	1	0	1	0	0	0	0	0	2
旅館業に関する情報	2	1	0	1	0	0	2	0	0	0
その他	21	12	2	5	2	5	14	0	4	2
合計	157	115	2	14	26	74	113	15	102	4

※1件の公開請求に対して、複数の決定がされる場合があります。
※請求件数には、取り下げられた件数も含まれます。



主な内容

- 健康みなと21のキャッチフレーズとロゴマーク(アイデア)の入賞作品が決まりました.....②
- みんなで遊ぼう! 区立幼稚園の楽しい催し.....②
- 障害者福祉特集.....③~⑥
- 8020で健康噛む・カム 80歳になっても 20本の歯を残しましょう.....⑧

港区内交通事故発生状況
(平成16年4月末現在)

種別	人身事故発生件数	死者	負傷者
4月	238件	0人	260人
本年累計(1月~4月)	912件	1人	1,013人
前年比(1月~4月)	-29件	-2人	-53人

暴走行為の追放は、まず家庭からそして地域から
「トワイライト・オン運動」実施中
6月の前照灯点灯時間は、午後6時30分です。

問い合わせ
〒105-8511 港区役所区政情報課
区政情報公開担当
☎内線2082

○区が発行した有償刊行物を販売しています。

区政資料室へ気軽にお越しください

区政資料室(区役所3階)は、区政に関する情報の窓口です。区政資料などの閲覧や貸し出しをしています。
○コピーサービス(有料)を行っています。

健康みなと21

健康みなと21のキャッチフレーズと ロゴマーク(アイデア)の入賞作品が決まりました

ロゴマーク(アイデア)
入賞作品



山田真紀(区内在住)



河本哲夫(区内在住)



林俊一(区内在学)

※氏名の敬称は、省略させていただきます。

今年度の 健康みなと21事業予定

健康フォーラムの開催

区民の健康づくりを進めるため、キャッチフレーズとロゴマーク(アイデア)を募集しました。キャッチフレーズには22点、ロゴマークには12点の応募をいただきました。ありがとうございました。

キャッチフレーズ入賞作品

健康の 足音 きこえる
みなと まち

山口麻利(区内在住)
健康づくりは 幸せづくり

鈴木芳江(区内在住)
今日の 健康、明日へと

つなげ！ 大木光江(区内在動)
あふれる健康 かがやく笑顔

江尻美保(区内在住)
※氏名の敬称は、省略させていただきます。

受動喫煙防止対策の推進

受動喫煙防止対策優良施設に対し認証マークをつけ、利用しやすいように公表します。

健康みなと推進会議は 公開しています

区では、昨年度に健康みなと21を策定し、健康づくりを推進するため、健康みなと推進会議を開催しています。傍聴を希望する人は、お問い合わせください。

港区健康づくり行動指針「健康みなと21」は保健サービスセンター・生活衛生センター・各支所で配布しているほか、区政資料室(区役所3階)や区のホームページ

http://www.city.minato.tokyo.jpで閲覧できます。

健康推進課健康づくり係 (保健サービスセンター)

☎ 3455 4928

みんなの遊ぼう！

区立幼稚園の楽しい催し

区立幼稚園では、地域の入園前のお子さんと園児とのふれあいや交流ができる楽しい催しを計画しています。

お子さんと一緒に参加して、いろいろな遊びをお楽しみください。

楽しい計画がいっぱい！

●おまつり、お店ごっこ、人形劇やコンサートなど、各幼稚園では入園前のお子さんが楽しめる催しを計画しています(表)。

●区立幼稚園では、楽しい催しのほかにも、入園前のお子さんの遊び場として幼稚園の施設を開放しています。

●幼稚園の情報をお知らせしたり、子育てについての相談もお受けしています。



えんにちごっこ(赤羽幼稚園)

●「痴呆って何？介護はどうする？」これからの痴呆介護は、早期発見、早期対応」

講座・催し物

介護者教室

●「痴呆って何？介護はどうする？」これからの痴呆介護は、早期発見、早期対応」

とき 6月19日(土) 午後1時30分～3時 ところ 高齢者在宅サービスセンターサン・サン赤坂 講師 小野寺敦志(社会福祉法人浴風会高齢者痴呆介護研究・研修東京センター研究企画主幹) 定員 30人(電話で先着順)

●子育てしながら楽しむカラー(色彩)ライフ

「色の意味」「似合う色」「子どもと色でコミュニケーション」をテーマにした講座です。

とき 6月22日(火) 午前10時30分～正午 ところ 新橋児童館 講師 鈴木三穂子(カラーセラピスト) 定員 20人(先着順) 保育希望の人は申し込み時にお申し出ください(15人まで)。

●自立生活支援センター事業

第1回「料理教室」

第1回目は家で手軽にでき

☎ 3433 4005

(7ページへつづく)

表 区立幼稚園の「楽しい催し」

幼稚園名	とき	内容	電話
高輪	今年度は終了しました。	高輪子ども祭り	3447-3356
神応		なかよし子ども会	3446-1550
三光	6月18日(金)	さんこう祭り	3444-4233
芝	6月29日(火)	芝っ子シアター	3456-5082
麻布	7月9日(金)	あざぶっこまつり	3583-1858
白金台	7月10日(土)	ワクワク祭り	3443-5666
中之町	7月14日(水)	中之町まつり	3405-7619
にじのはし	7月14日(水)	にじっこまつり	5500-2577
芝浦	7月15日(木)	わくわく広場	3452-0574
青南	7月16日(金)	青南まつり	3402-0758
南山	9月22日(水)	にっこりランド	3408-4785
本村	9月30日(木)	かわいい動物と遊ぼう	3446-3677
筈	9月30日(木)	運動会・筈っ子祭り	3408-7788
赤羽	9月30日(木)	えんにちごっこ	3452-0246
港南	11月10日(水)	港南こどもまつり	3471-7347

※日程は変更する場合がありますので、参加するときは各園にお問い合わせください。



みなと

障害者福祉特集

障害のある人がよりよい日常生活を送れるよう
さまざまな福祉サービスを行っています。

平成16年
(2004年)

6.11 ☎3578-2111 (代)

FAX 3578-2034 (区民広報課) <http://www.city.minato.tokyo.jp>

手帳の交付

障害のある人が、各種のサービスを受けるために必要な手帳として、3種類の手帳があります。

制度	内容	対象	担当課
身体障害者手帳 (1～6級)	身体障害者(児)が、身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に、本人(15歳未満の場合は保護者)の申請に基づいて交付します。各種サービスを受けるための前提になります。	視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害、肢体不自由(上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害がある人 指定医による所定の診断書が必要です。	障害者福祉課 障害者支援係 ☎内線2671～4 FAX3578-2678
愛の手帳 (1～4度)	知的障害者(児)が、各種の援護を受けるために必要な手帳として、都が独自に設けた制度で、本人または保護者の申請に基づいて交付します。なお、国の制度として療育手帳があります。	東京都心身障害者福祉センターまたは東京都児童相談センターから知的障害と判定された人	○手帳再交付などについて 障害者福祉課知的障害者担当 ☎内線2677 FAX3578-2678 ○18歳以上の人の判定予約 東京都心身障害者福祉センター ☎3203-6141 FAX3203-6185 ○18歳未満の人の判定予約 東京都児童相談センター ☎3208-1121 FAX3208-1162
精神障害者保健 福祉手帳 (1～3級)	精神障害のある人が、さまざまな支援を受け、自立して生活し社会参加するための手助けとなります。	精神障害のため、日常生活や社会生活に支障があり、申請する人入院・在宅による区別や、年齢制限はありません。 有効期間は、原則として2年間です。 所定の診断書が必要です。 初診日から6か月経過してから申請してください。	保健予防課予防係 (保健サービスセンター) ☎3455-4770 FAX3798-4619

支援費制度

障害のある人が居宅または施設サービスを利用する際、自らサービスを選択し、事業者と対等な立場で契約を結び、サービスを利用できる制度です。「支援費制度」で利用できるサービスは次の通りです。
利用を希望する人は、申請手続き等が必要で事前に「障害者福祉課障害者支援係」に相談してください。

1 支援費制度の利用のしくみ

●相談・支給申請

サービスの利用を希望する人は、障害者福祉課(区役所2階)に相談して「支援費支給申請」の手続きをします。

●調査・支給決定

区の職員が、利用者の障害程度や他のサービスの利用状況、介護者の状況などを調査し、サービスの支給内容を決めて、「支給証」を交付します。

●契約・サービスの利用

利用者は、都道府県の指定を受けた施設や事業所(「指定事業者」といいます。)の中からサービスを受けたい「指定事業者」を選んで、契約を結んでサービスを利用します。

●支援費の支払い

利用者はサービスを利用したら、利用者本人や扶養義務者の負担能力に応じた「利用者負担額」を指定事業者に支払います。サービスを利用するためにかけた費用から「利用者負担額」を除いた額を区が利用者代わりに「指定事業者」に支払い、指定事業者はこれを「支援費」として代理受領します。

2 支援費制度の対象となるサービス

●サービスの内容

1 居宅サービス

対象となる人は、身体障害のある人・知的障害のある人・18歳未満の障害のある児童です。

① 居宅介護

ホームヘルパーが家庭を訪問して、身体介護や家事・外出時の介助など日常生活の支援をするサービスです。

② デイサービス

デイサービスセンター(事業所)に通って、機能訓練や創作的活動、入浴介助等を受けるサービスです。

③ 短期入所

介護者が疾病等で介護できない状況のときに、一時的に施設等に入所し、生活に必要な援助を受けるサービスです。

④ グループホーム

知的障害のある人が地域で共同生活を営み、介助スタッフから、日常生活(食事・金銭管理等)の援助を受けるサービスです。

2 施設サービス

対象となる人は、身体障害のある人・知的障害のある人です。障害のある児童の施設サービスは、これまでどおり「措置

	身体障害のある人	知的障害のある人	障害のある児童(18歳未満)
居宅サービス	居宅介護 ・身体介護(ホームヘルプ) ・家事援助(ヘルプ) ・移動介護(ガイドヘルプ) ・日常生活支援(全身性障害者に対する身体介護や見守りなど) ・デイサービス ・短期入所	居宅介護 ・身体介護(ホームヘルプ) ・家事援助(ヘルプ) ・移動介護(ガイドヘルプ) ・デイサービス ・短期入所 グループホーム(地域生活援助)	居宅介護 ・身体介護(ホームヘルプ) ・家事援助(ヘルプ) ・移動介護(ガイドヘルプ) ・デイサービス ・短期入所
施設サービス	更生施設 療養施設 授産施設	更生施設 授産施設 通所施設 独立行政法人・のぞみの園	—

① 更生施設
身体または知的障害のある人が、施設に入所または通所して、障害の程度に応じて自立した生活を送るために指導・訓練等を受ける施設です。

② 療養施設
常時介護が必要な身体障害のある人が、治療や日常生活に必要な援助を受ける施設です。

③ 授産施設
身体または知的障害のある人が、施設に入所または通所して、職業の提供や訓練等を受ける施設です。

④ 通所施設
企業等に就労している知的障害のある人が、自立をめざして日常生活に必要な援助を受けながら生活する施設です。

⑤ 独立行政法人・のぞみの園
重度の知的障害のある人が施設に入所して、日常生活に必要な援助を受ける施設です(群馬)

県に1か所。定員550人だが入所は困難)。

サービスを利用する場合には、利用者本人や扶養義務者の負担能力に応じて「利用者負担額」がかかります。介護保険で同様のサービスを受けられる人は、介護保険サービスの利用が優先します。

問い合わせ
障害者福祉課障害者支援係
☎内線2671～4

障害者サービス 苦情解決委員会

支援費制度をはじめとする障害者サービスの質の向上と利用者保護を図るため、学識経験者、区民等外部委員から構成される障害者サービス苦情解決委員会を今年6月に設置しました。本委員会は、区民から寄せられた障害者サービスに関する苦情について、区長に対し、解決に向けた意見・勧告を行います。区長は区のサービス担当所管課に意見勧告を行うほか、サービス提供事業者に対しても指導・助言を行います。苦情に関する相談窓口は、障害者福祉課です。

問い合わせ
障害者福祉課障害者福祉係
☎内線2386～9
FAX 3578-2678

「障害者のためのサービス一覧」をご利用ください
今回紹介するサービスは一部です。詳しくは、障害者福祉課(区役所2階)で配付している「障害者のためのサービス一覧」をご覧ください。

障害者サービス一覧 (支援費制度のサービスを除く主なもの)

●福祉手当等 障害がある人等の福祉の増進を図るため、各種の手当を支給しています。各種手当に該当すると思われる人は、早めに申請してください。

手当名	支給対象	手当額	支給できない人	支給月	担当課
心身障害者福祉手当 (区の制度)	・身障手帳1・2級の人 ・愛の手帳1～3度の人 ・脳性まひ・進行性筋萎縮症の人 ・表1の難病で特殊疾病医療費助成の受給者	月 15,500円	・65歳以上の新規の申請者 ・児童育成(障害)手当を受給している人 ・身体障害者更生施設等に入所している人 ・所得が一定以上の人	4月(12,1,2,3月分) 8月(4,5,6,7月分) 12月(8,9,10,11月分) 本人の口座に振り込みます。	
	・身障手帳3級の人 ・愛の手帳4度の人	月 7,750円			
障害児福祉手当 (国の制度)	20歳未満で、精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする人 ・身障手帳1・2級程度 ・愛の手帳1・2度程度 ・常時介護を必要とする疾病・精神障害のある人	月 14,430円	・身体障害者更生施設等に入所している人 ・障害を事由とする公的年金を受給している人 ・聴覚障害の場合、補聴器の使用効果のある人、運転免許の適性試験に合格している人 ・所得が一定以上の人	2月(11,12,1月分) 5月(2,3,4月分) 8月(5,6,7月分) 11月(8,9,10月分) 本人の口座に振り込みます。	障害者福祉課 障害者支援係 ☎内線2671～4 FAX3578 2678
特別障害者手当 (国の制度)	20歳以上で、精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする人 ・身障手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度で重複障害の人、重い精神障害の人	月 26,520円	・身体障害者更生施設等に入所している人 ・病院・診療所に3か月以上入院している人 ・所得が一定以上の人		
重度心身障害者手当 (都の制度)	・重度の知的障害であって、日常生活に常時複雑な配慮を必要とし、著しい精神症状がある人 ・重度の知的障害と重度の身体障害が重複している人 ・重度の肢体不自由であって、両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害がある人	月 60,000円	・身体障害者更生施設等に入所している人 ・病院・診療所に3か月以上入院している人 ・65歳以上の新規申請の人 ・所得が一定以上の人	毎月、本人の口座に振り込みます。 代行者の預金口座に振り込み可能な場合もあります。	
児童育成手当 (障害手当) —児童に障害があるとき—	障害の程度が次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している人 ・身障手帳1・2級程度 ・愛の手帳1～3度程度 ・脳性まひまたは進行性筋萎縮症 ・重度の精神障害(所定の診断書により認められる程度)	月 15,500円	・所得が制限額を超えているとき ・児童が施設に入所しているとき ・当該児童が心身障害者福祉手当を受給しているとき	2月(10,11,12,1月分) 6月(2,3,4,5月分) 10月(6,7,8,9月分) 本人の口座に振り込みます。	
児童育成手当 (育成手当) —父または母に障害があるとき—	障害の程度が次のいずれかに該当する父または母で、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童を養育している人 ・身障手帳1・2級程度 ・重度の精神障害(所定の診断書により認められる程度)	月 13,500円	・所得が制限額を超えているとき ・児童が施設に入所しているとき		
特別児童扶養手当 —児童に障害があるとき—	障害の程度が次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している人 ・身障手帳1・2級程度 ・愛の手帳1・2度程度 ・上記と同程度の疾病・身体・精神障害	月 50,900円	・本人または扶養義務者の所得が制限額を超えているとき ・児童が公的年金を受けることができるとき ・児童が施設に入所しているとき	4月(12,1,2,3月分) 8月(4,5,6,7月分) 11月(8,9,10,11月分) 本人の口座に振り込みます。	子育て推進課 給付係 ☎内線2430～3 FAX3578 2439
	・身障手帳3級程度(4級の下肢の一部) ・愛の手帳3度程度 ・上記と同程度の疾病・身体・精神障害	月 33,900円			
児童扶養手当 —父に障害があるとき—	父が重度の身体または精神障害(例/身障手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度)の状態にある児童(18歳に達した日以降の最初の3月31日まで、ただし身障手帳1～3級・愛の手帳1～3度程度の児童は、20歳未満)を扶養している母または養育している人	所得により変わります。 月41,880円～ 9,880円	・本人または扶養義務者の所得が制限額を超えているとき ・児童または請求者が公的年金を受けることができるとき ・児童が施設に入所しているとき	4月(12,1,2,3月分) 8月(4,5,6,7月分) 12月(8,9,10,11月分) 本人の口座に振り込みます。	

表1

(1)スモン	(14)高安病	(27)アミロイドーシス	(40)広範脊柱管狭窄症	(53)プリオン病	(66)特発性慢性肺血栓塞栓症
(2)パーチェット病	(15)悪性関節リウマチ	(28)後縦じん帯骨化症	(41)特発性好酸球増多症候群	(54)網膜色素変性症	(67)副腎白質ジストロフィー
(3)重症筋無力症	(16)悪性高血圧	(29)ハンチントン病	(42)原発性胆汁性肝硬変	(55)遺伝性QT延長症候群	(68)ライソゾーム病(ファブリー病を含む)
(4)全身性エリテマトーデス	(17)モヤモヤ病(ウイルス動脈輪閉塞症)	(30)ウェゲナー肉芽腫症	(43)強直性脊椎炎	(56)原発性肺高血圧症	(69)脊髄性筋萎縮症
(5)多発性硬化症	(18)脊髄小脳変性症	(31)特発性拡張型心筋症	(44)重症急性膵炎	(57)先天性ミオパチー	(70)アレルギー性肉芽腫性血管炎
(6)再生不良性貧血	(19)先天性血液凝固因子欠乏症	(32)母斑病	(45)特発性肥大型心筋症	(58)神経線維腫症	(71)原発性硬化性胆管炎
(7)筋萎縮性側索硬化症	(20)人工透析を必要とする腎不全	(33)シェーグレン症候群	(46)特発性大腿骨頭壊死症	(59)網脈絡膜萎縮症	(72)肝内結石症
(8)サルコイドーシス	(21)結節性動脈周囲炎	(34)多系統萎縮症	(47)びまん性汎細気管支炎	(60)進行性筋ジストロフィー	(73)自己免疫性肝炎
(9)特発性血小板減少性紫斑病	(22)天疱瘡	(35)多発性嚢胞腎	(48)混合性結合組織病	(61)ウィルソン病	
(10)強皮症	(23)潰瘍性大腸炎	(36)表皮水疱症	(49)ミトコンドリア脳筋症	(62)慢性炎症性脱髄性多発神経炎	
(11)皮膚筋炎・多発性筋炎	(24)ピュルガー病	(37)特発性門脈圧亢進症	(50)原発性免疫不全症候群	(63)骨髄線維症	
(12)パーキンソン病関連疾患	(25)クローン病	(38)濃泡性乾癬	(51)遺伝性(本態性)ニューロパチー	(64)亜急性硬化性全脳炎	
(13)劇症肝炎	(26)ネフローゼ症候群	(39)ミオトニー症候群	(52)特発性間質性肺炎	(65)パッド・キアリ症候群	

●医療費助成

制度	対象	助成内容等	担当課
心身障害者医療費助成	次の要件をすべて満たす人 ・65歳未満で身障手帳1・2級(内部障害は1～3級)の人、または65歳未満で愛の手帳1・2度の人 ・前年の本人(20歳未満の人は世帯主)所得が都の定める基準以下の人 次の方は対象になりません。 ・生活保護を受けている人 ・健康保険の自己負担のない施設に入所している人	心身障害者医療費助成制度を取り扱う医療機関で診療を受けるときは「保険証」と「受給者証」を一緒に提示して、自己負担分を支払います。なお、健康保険のきかないものは助成の対象になりません。詳しくは、お問い合わせください。	国保年金課 高齢者医療係 ☎内線2655～7 FAX3578 2669
難病医療費助成	区民で(外国人登録者も含む)、医療費助成対象の疾病(主に表1のとおり)にかかっている人 健康保険未加入者および生活保護受給者は除きます。	認定された疾病の医療費・調剤費・訪問看護費のうち、各種健康保険の自己負担分から患者一部負担額を除いた額が助成されます。ただし、認定疾病以外の医療費(けがの治療費)や健康保険が適用されない自己負担額(差額ベッド代等)は助成対象になりません。	
B型・C型ウイルス肝炎入院医療費助成	都内に引き続き1年以上住所があり、B型またはC型ウイルス肝炎の治療を主な目的として入院を予定している人、または入院している人 高齢者医療を受けている人(健康保険の高齢受給者、受給者、受給者)のうち一部負担割合が1割で限度額認定証を受けていない人は対象となりません。	B型またはC型ウイルス肝炎の入院治療にかかる保険診療の患者負担額を助成します。ただし、次の額は患者一部負担です。 ①月額40,200円まで ②入院時食事療養費標準負担額 住民税非課税の人は②のみ自己負担	保健予防課予防係 (保健サービスセンター) ☎3455 4770 FAX3798 4619
小児慢性疾患医療費助成	18歳未満で(外国人登録者も含む)、医療費助成対象の疾病にかかっている区民 健康保険未加入者および生活保護受給者は除きます。	認定された疾病の各種健康保険の自己負担額が助成されます。ただし、認定疾病以外の医療費(けがの治療費)や健康保険が適用されない自己負担額(差額ベッド代等)は助成対象になりません。	
精神障害者通院医療費公費負担	精神疾患にかかり、通院している人 年齢制限はありません。	精神障害および精神障害に付随する軽易な疾病で、入院しないで行われる通院医療費を助成します。原則として、医療費の5%は自己負担となります。小児精神障害者については、入院医療費を助成しています。	
ひとり親家庭等の医療費助成制度 —父または母に障害があるとき—	障害の程度が次のいずれかに該当する父または母で、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童(身障手帳1～3級、愛の手帳1～3度程度の児童は20歳未満)を養育している人とその児童の医療費の自己負担分を助成します。 ・身障手帳1・2級程度 ・重度の精神障害(所定の診断書により認められる程度) ただし次の場合は除きます。 ・国民健康保険または社会保険等健康保険に未加入のとき ・児童が施設に入所しているとき ・本人または扶養義務者の所得が限度額を超えているとき ・生活保護を受けているとき	健康保険による診療を受けたとき、支払うことになっている医療費の自己負担分を助成します。 住民税課税世帯は一部負担金があります。 入院時食事療養費は、助成対象外です。	子育て推進課 給付係 ☎内線2430～3 FAX3578 2439

「身障手帳」とは身体障害者手帳の略です。

●介護・派遣

事業	内容	対象	負担金	担当課
精神障害者ホームヘルプサービス	ホームヘルパーが家事や介護を行い、地域での自立した生活を送ることができるよう支援します（午前7時から午後7時の間の2時間程度で、週2日程度）。	・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人 ・精神障害による年金を受給している人	生計中心者の前年所得に応じて自己負担があります。	障害者福祉課 精神障害者担当 ☎内線2670・2667 FAX3578 2678
重度脳性まひ者介護事業	重度脳性まひがある人に、対象者本人の家族を介護人とし、その介護に対して助成します。（毎月12回まで）平成16年7月から	20歳以上の重度脳性まひで身障手帳1級の人		障害者福祉課 障害者支援係 ☎内線2671～4 FAX3578 2678
入浴サービス	〔巡回入浴サービス〕 巡回入浴車で家庭を訪問して入浴介助を行います（週1回、6～9月は原則として週2回）。	・身障手帳1・2級の人 ・愛の手帳1・2度の人 原則として、介護保険の対象となる人は除きます。		障害者福祉センター 事業係 ☎5439 2511 FAX5439 2514
	〔家族浴室貸し出しサービス〕 センター内の家族浴室を、貸し出し、家族等の介助により入浴することができます（火・金曜の午前10時～午後5時、月・水・木曜の午後2時～5時）。	・身障手帳をお持ちの人 ・愛の手帳をお持ちの人 ・家族等の介助により入浴できる人		
緊急一時保護・レスパイト保護	〔緊急一時保護〕 常時介護が必要な障害者の介護者が、病気、冠婚葬祭、その他一時的な理由で介護ができない場合、区内施設へ短期入所ができます（日帰りまたは月6泊7日まで）。 〔レスパイト保護〕 介護者が休暇をとる際に、区内施設等へ短期入所ができます（年24日まで）。	・身障手帳1・2級の人 ・愛の手帳1～4度の人 ・脳性まひ・進行性筋萎縮症の人 ・18歳以上で、身障手帳を持っているひとり暮らしの人 原則として介護保険の対象となる人は除きます。 常時、医療的ケアが必要な人は除きます。	食事代 1日あたり 1,500円程度	障害者福祉課 障害者支援係 知的障害者担当 ☎内線2677 FAX3578 2678
難病患者等ホームヘルプサービス	ホームヘルパーが入浴などの介護や掃除などの家事援助サービスを提供します。	・国が指定する難病に罹患している人 ・関節リウマチに罹患している人 介護保険・支援費の対象となる人は含まれません。	生計中心者の前年所得に応じて自己負担があります。	障害者福祉課 障害者支援係 ☎内線2671～4 FAX3578 2678

●日常生活の援助・各種給付等

事業	内容	対象	負担金等	担当課
理美容（出張）サービス	理容師・美容師が自宅まで出張し、理容（カット・シェービング）、美容（カット・ソフトメイク）を行います。	・重度心身障害者手当を受給している人 ・身障手帳 下肢・体幹機能障害1級の人 ・愛の手帳 1度の人	1回 2,000円 利用券を年4枚交付します。	障害者福祉課 障害者支援係 ☎内線2671～4 FAX3578 2678
寝具乾燥等消毒	ご自宅に寝具乾燥消毒車を配車して、寝具（布団）の乾燥消毒を年12回（うち1回は水洗い）を行います。	・身障手帳または愛の手帳をお持ちで寝具の乾燥が困難な人 病院等に入院中の人は除きます。	乾燥消毒 1組150円 敷・掛布団の水洗い 1枚各300円（年1回） 毛布の水洗い 1枚50円（年1回）	
紙おむつの支給	月1回、紙おむつを配送します。	・身障手帳1・2級の人 ・愛の手帳1・2度の人 いずれも3歳以上65歳未満の人	月 500円	
無料入浴券交付	公衆浴場で利用できる入浴券を年間52枚まで支給します。	身障手帳・愛の手帳または被爆者手帳をお持ちで、自宅に風呂のない人		
日常生活用具の給付（重度心身障害者（児））	特殊寝台、特殊便器等を給付します。	・身障手帳1・2級の人 ・愛の手帳1・2度の人 障害種別により給付物品が定められています。	世帯の前年所得に応じて自己負担があります。	
日常生活用具の給付（難病患者等）	特殊寝台、特殊便器等を給付します。	・国が指定する難病に罹患している人 ・関節リウマチに罹患している人 介護保険・支援費の対象となる人は含まれません。		
住宅設備改善	浴場、台所、玄関、便所等の設備改善に伴う器具や設置費等を支給します。	年齢・障害の種別により給付内容が定められています。	給付、改善等には、基準額があります。また、世帯の前年所得に応じて自己負担があります。	
補装具の交付と修理	義肢、装具、車いす、眼鏡、義眼、点字器、補聴器、盲人安全つえ、蓄便袋、蓄尿袋等を交付・修理します。	・身障手帳をお持ちの人 更生相談所の判定が必要な場合があります。	世帯の前年所得に応じて自己負担があります。	
知的障害者（児）徘徊探索支援	知的障害のある人等が徘徊し居所不明となった場合、電話回線網を利用した24時間体制の探索サービスで、所在を早期に発見します。	・中度以上の知的障害のある人または自閉症で探索サービスが必要と認められる在宅の障害のある人	月 1,500円	
事業者方式緊急通報システム	ひとり暮らしなどの障害者が、家庭内で病気や火災などの緊急事態に陥ったとき、あるいは一定時間お手洗いの利用が無い場合に専門の警備員が出動して安否の確認および救助活動を行います。 ・ペンダント型無線発報器 ・火災センサー（熱感知器） ・ライフリズム（生活活動感知器）	・18歳以上の人で身障手帳1・2級のひとり暮らしまたは障害者のみの世帯 ・ひとり暮らしの特殊疾病の人	月 400円 生活保護受給者および住民税非課税者は無料です。	
聴覚障害者緊急ファクシミリ通報	事故・緊急等の場合に、警視庁へファクシミリで通報できる専用のカードを交付しています。	聴覚または言語機能障害の身障手帳を持ち、自宅にファックスのある人		
配食サービス	栄養のバランスのとれた昼食または夕食を、週4回までご自宅にお届けし、同時に安否の確認をします。	ひとり暮らしや障害者のみの世帯等で食事づくりが困難な人	1食 500円（週4食まで）	

●交通費負担の軽減

事業	内容	対象	支給額等	担当課
タクシー利用券の給付	生活圏の拡大や利便のために、タクシー利用券を給付します。 ガソリン代の助成との併給はできません。	・身障手帳 下肢・体幹・視覚1～3級、内部障害1級の人 ・愛の手帳1・2度の人	年30,000円 8～11月申請 20,000円 12～3月申請 10,000円	障害者福祉課 障害者支援係 ☎内線2671～4 FAX3578 2678
ガソリン代の助成	障害者本人または同一生計の人が、本人のために自家用車を使用する場合のガソリン代を助成します。		中型タクシーと同額料金でご利用になれます。	
福祉キャブ（昇降装置付きタクシー）	車いすやストレッチャーのまま乗降できる、昇降装置付きタクシーを運行しています。			
都営交通の無料バスの発行	都営交通（都営地下鉄・都バス・都電）を利用するとき、無料バスを提示すると料金が無料になります。	・身障手帳または愛の手帳をお持ちの人 ・戦傷病者手帳（特別項症～第6項症・第1款症～第5款症）をお持ちの人 ・原爆被爆者（厚生労働大臣の許可を受けた人および健康管理手当受給者）	本人は無料 介護者も割引になる場合があります。	23区内の都電、都バス、都営地下鉄の定期券発売所（全36か所）
		精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人	手数料 1,000円	
民営バスの割引証の発行	乗車するときに身障手帳または愛の手帳を提示すると割引となります。	身障手帳または愛の手帳をお持ちの人とその介護者	割引率 乗車券50% 定期券30%	障害者福祉課 障害者支援係 ☎内線2671～4 FAX3578 2678
有料道路通行料金の割引	有料道路を利用するとき、通行料金が割引になります。	・身障手帳所持者が自ら運転する場合 ・身障手帳・愛の手帳（第1種、愛の手帳の場合は1・2度）の所持者を乗せて介護者が運転する場合（営業用を除きます）	割引率 50%	

●扶養年金

Table with 4 columns: 年金, 支給対象, 年金額等, 担当課. Content includes details for 心身障害者扶養年金.

●税の減免

Table with 4 columns: 事業, 内容, 対象, 担当課. Content includes details for 障害者控除対象者認定.

●その他の事業 (一部を紹介します。)

Large table with 4 columns: 事業, 内容等, 担当課. Lists various services like 身体障害者デイサービス事業, 機能訓練, etc.

2 平成18年3月31日までに初診日がある場合は、初診日の前々月までの直近1年間に保険料の滞納がないこと

② 平成18年3月31日までに初診日がある場合は、初診日の前々月までの直近1年間に保険料の滞納がないこと

① 初診日のある月の前々月までに保険料を納めた期間と免除期間を合算した期間が被保険者期間の3分の2以上あること

(3) 次のいずれかの保険料納付要件を満たしていること

(2) 障害認定日(障害の原因となつた病気・けがの初診日から1年6か月を経過した日または症状が固定した日)に、国民年金の障害等級表(表1)の1級、2級の障害の状態にあること

(1) 国民年金に加入している間に初診日(初めて医師の診療を受けた日)がある病気・けがで障害になったとき。ただし、60歳以上65歳未満で日本国内に居住していれば、加入をやめた後の病気やけがによるものでも受けられます(他の基礎年金の受給者は除く)。

1 次の(1)~(3)のすべての条件にあてはまれば請求できます。

表1 障害等級表

Table with 2 columns: 1級 (障害等級の一部を掲載しています), 2級 (障害等級の一部を掲載しています). Lists criteria for disability levels.

4 65歳未満の人で、症状が悪

3 本人の所得により、年金額を半額あるいは全額停止する場合があります。

2 障害認定日が20歳以降のときは、障害認定日の翌月から支給されます。

1 20歳になったときに、国民年金の障害等級表の1級、2級の障害の状態にあり、そのときの診断書が提出できれば、20歳になった翌月から支給します。

問い合わせ 港社会保険事務所 54011 3211

国保年金課国民年金係 内線2661 6

Large vertical advertisement for 障害基礎年金 (Disability Basic Pension) with a large title and detailed text.

(2ページより)

る簡単メニューです。
とき 6月23日(水) 午前10時
30分、午後0時30分 ところ
障害保健福祉センター 対象
身体障害者手帳を持つ区民 講
師 センター管理栄養士 費用
600円程度(材料費) 定員
10人程度(抽せん)

申し込み 電話またはファック
スで、6月21日(月)までに障
害保健福祉センターへ。
☎ 54339 2511
FAX 54339 2514

●リラクゼーション体操教室
(初心者コース)

とき 8月28日(土)～9月25
日(毎週土曜日・全5回) 午後
5時30分～7時 ところ
港勤
労福祉会館 講師 木村桂子
(読売・日本テレビ文化センタ
ー専属講師) 対象 区内在住
・在勤の健康な人 定員 15人
(抽せん) 費用 4000円
(受講料)

申し込み 往復はがきに、住所
・氏名・年齢・勤務先名(自営
業は店名)・勤務先所在地およ
び電話番号を書いて、7月30日
(金・必着)までに〒108 0014 港
区芝5 18 2 (財)港区勤労者
サービス公社管理担当課「リラ
クゼーション体操教室」へ。
☎ 3455 6381

●「魅力ある公立学校」につ
いての講演会

区立幼稚園、小・中学校並び
に都立高等学校の魅力について
都立高等学校校長の立場からお
話をいただき、区民の皆さんと
公立学校の魅力についてを考え
るための講演会を開催します。
とき 6月19日(土) 午前10時
～正午(開場午前9時30分)
ところ 区役所9階会議室 定
員 200人(電話で先着順)

講師 長澤直臣(都立日比谷高
等学校校長) 手話通訳あり。
車での来場不可。
申し込み 6月11日(金)から
電話で、学務課学校適正配置担
当へ。 ☎内線2731

●第19回港区ジョイントコンサ
ート

とき 6月27日(日) 午前10時
ところ abc会館ホール(芝
公園2 6 3) 定員 40
0人(先着順・入場無料) 共催
港区音楽連盟 後援 (財)港区又
ポーツふれあい文化健康財団
申し込み 当日直接会場へ。
問い合わせ
港区音楽連盟事務局(藤井方)
☎ 3454 2858
☎内線2746

お知らせ

●保育スタッフ募集(登録制)

家庭教育学級等の保育付き講
座の保育を担当するスタッフと
して登録できる人を募集しま
す。(交通費等支給有)
登録期間 7月～平成17年3月
31日 対象 保育士、幼稚園教
諭、看護士の資格のある人また
はこれに準ずる人、子育ての経
験のある人 勤務日時 講座の
ある日 勤務場所 生涯学習セ
ンターほか 募集人数 若干名
詳しくは、お問い合わせくだ
さい。

●夏季アルバイト(保育士・給
食調理・用務補助)募集

対象 18～50歳くらいまでの人
採用期間 7～9月 勤務場所
区立保育園 募集人員 各園若
干名 勤務時間 午前8時30分
～午後5時15分 報酬 時給9
50円(別途交通費相当分1日
400円)
申し込み 電話で、7月30日
(金)までに、保育課運営係へ。
☎内線2445

●はり・マッサージサービス

とき 7月6・7日(火・水)
ところ 赤坂福祉会館 対象
65歳以上の区民 定員 60人
費用 1000円
申し込み 電話で、6月15日
(火)(土・日を除く)までに、
赤坂福祉会館へ。
☎ 3583 1207

●「日本女性会議2004ま
つやま」に区民を派遣します

とき 10月22・23日(金・土)
ところ 愛媛県民文化会館ほ
か 対象 男女平等参画に興味
がある区民 派遣人数 2人
(初めての人優先) 費用 大
会参加費、交通費は区が負担、
宿泊費等については参加者負担
主催 日本女性会議2004ま
つやま実行委員会 その他 受
講後、アンケートとレポート
(1200字以上)を提出して
いただきます。募集要領および
申込書は、総務課区役所4階)
で配付しています。
申し込み 所定の申込書に必要
事項を書いて6月21日(月・必
着)までに、総務課人権・男女
共同推進係へ。 ☎内線2026
FAX 3578 2976

●明るい選挙啓発ポスター募集

内容 明るい選挙を表すポスタ
ーで画用紙の四つ切、八つ切ま
たはそれに準ずる大きさのもの
対象 区内在住・在学の小・中
学生 表彰 小・中学生の各部
でそれぞれ入選作品を選定し、
その中から各部の最優秀作品を
決定します。発表 入選作品
は「広報みはと」に掲載し、区
民まつりや区民センターなどで
展示します。
作品の著作権は港区選挙管理委
員会に帰属し、選挙啓発とし
て使用します。

申し込み 作品の裏右下に学校
名・学年・住所・氏名(ふりが
な)・性別を書いて9月3日(金
・必着)までに、持参または郵
送で〒105 8511 港区選挙管理委
員会事務局へ。 ☎内線2769

●港区環境影響調査実施要綱に
基づく事後調査報告書(供用
後)の閲覧

事業名 (仮称)芝三丁目東地
区A 2街区計画 閲覧期間
6月14日(月)～28日(月)
閉庁日を除く 閲覧場所 環境
課(区役所5階)・各支所・み
なと図書館
問い合わせ 環境課環境影響調
査担当 ☎内線2495

●都市計画案の縦覧

次のとおり都市計画案を縦覧
します。ご意見のある人は、期
間内に意見書を提出してくださ
い。
問い合わせ 都市計画課都市計
画係 ☎内線2215・6

●何でも国民年金相談
気軽に相談ください

とき 6/21(月) 麻布支所
6/22(火) 赤坂支所
6/23(水) 高輪支所
6/24(木) 芝浦港南支所
内容 加入や喪失の手続き、保
険料の納付、保険料の免除申請、
年金の受給相談など 主催 港
区国民年金課では、いつでも相
談をお受けしています。
問い合わせ 国民年金課国民年
金係 ☎内線2661～6

◆区民向け住宅(区営住宅)あ
き家入居者募集

募集期間および「申込みのしお
り」配布期間 6月16日(水)
～25日(金) 募集戸数 世帯
向け3戸
募集住宅の概要

Table with 2 columns: 住宅の種類, 区営住宅. Rows include 募集住宅, 所在地, 申込区分, 募集戸数.

主な申込資格 ①区内在住者②
申込者本人が成年者(20歳未滿
の既婚者を含む)である③同居
親族(予定者を含む)がいる④
世帯の所得が定められた所得基
準を満たしている(住宅の種類
および家族数により異なります。
⑤現に住宅を必要として
いる⑥住民税を滞納していない
詳しくは、「申込みのしおり」
をご覧ください。

◆区内の特別養護老人ホーム
入所申し込み

区内の特別養護老人ホームで
は、要介護度、介護者の状況等
を考慮した入所基準に基づき、
入所の必要性が高い申し込み者
から優先して入所していただい
ています。平成16年10月1日か
らの入所を希望する人の申し込
み方法は次のとおりです。
入所申し込みができる人
要介護度1～5と認定され、常
時介護が必要な区民
入所申し込み書の配布および提
出先
区内の各在宅介護支援センター
・特別養護老人ホーム・高齢者

◆都営住宅地元割当(あき家入
居登録者)募集

募集期間および「申込みのしお
り」配布期間 6月16日(水)
～25日(金)
主な申込資格 ①申込者本人が
区内に居住する成年者(20歳未
滿の既婚者を含む)②同居親族
(予定者を含む)がいる③世帯
の所得が定められた基準内であ
る④現に住宅に困っている
募集戸数 あき家2戸
詳しくは、「申込みのしおり」
をご覧ください。

◆印の「申込みのしおり」の配
布

募集期間中に、(財)港区住宅公
社・都市計画課(区役所6階)
・各支所・台場分室(以上土・
日曜日を除く)・各福祉会館で
配布します。また、(財)港区住宅
公社のホームページ
http://www.minato-sml.or.jp
からもダウンロードできます。
◆印の申し込み 郵送で募集期
間中に投かんし6月28日(月)
までに芝郵便局に到着したもの
を受け付けます。
◆印の「申込みのしおり」を郵
送でお送りします

郵送を希望する人は、封筒に
1冊につき200円分の切手を
同封して、募集名・住所・氏名
・連絡先を書いて、6月21日
(月)までに、〒105 0003 港区西新
橋2 10 19 (財)港区住宅公社
に届くようお送りください。
◆印の問い合わせ
(財)港区住宅公社
☎ 3593 5686
テレホンサービス
☎ 3593 5684

支援課(区役所2階)
申し込み方法
本人または代理人が介護保険
証と印かんを持参のうえ、入所
申込書を出してください。
申し込み期限
7月31日(土) 高齢者支援課
問い合わせ
高齢者支援課施設運営係
☎内線2421

8月稼働をめざして戸籍の「
コンピュータ化を進めています

氏名の文字をコンピュータに
記録する際、字の変更をお願い
する場合があります。
戸籍で氏名に使用できる漢字
は「常用漢字」、「人名用漢字」、
その他「漢和辞典」に記載してい
る字と定められています。
現在の戸籍は、手書きで作成
していた期間が長かったため、
書きくせなどで、氏名が「辞書
等」に記載されていない字で記載さ
れている場合があります。
そのような場合、氏名の文字
をコンピュータに記録する際
「常用漢字」、「人名用漢字」、
その他「漢和辞典」に記載してい
る字で記録します。
該当する人には、6月末に文
書でお知らせしますので確認を
お願いします。
ご理解とご協力をお願いします。

Table with 2 columns: 件名, 縦覧期間, 縦覧場所, 意見書の提出先.

件名 港区決定
都市計画公園の変更
(港南公園)
縦覧期間 6月15日(火)～29日(火)
縦覧場所 都市計画課(区役所6階)
意見書の提出先 郵送または持参で
〒105-8511
港区役所都市計画課へ。

問い合わせ 都市計画課都市計
画係 ☎内線2215・6

◆国民年金に関するこ
と

問い合わせ 都市計画課都市計
画係 ☎内線2215・6

Table with 2 columns: とき, ところ. Rows include 6/21(月) 麻布支所, 6/22(火) 赤坂支所, 6/23(水) 高輪支所, 6/24(木) 芝浦港南支所.

問い合わせ
住民戸籍課戸籍係 ☎内線2574～7
麻布支所戸籍係 ☎ 3583
赤坂支所戸籍係 ☎ 5413
高輪支所戸籍係 ☎ 5421
芝浦港南支所戸籍係 ☎ 3456

◆港区スポーツセンター・区民センター・男女平等参画センター・健康増進センター・生涯学習センター・青山生涯学習館のお知らせは、毎月5日発行の港区スポーツふれあい文化健康財団ニュース「Kiss Sport」に掲載されています。☎5770-6837 FAX5770-6884 http://www.kissport.or.jp

保健だより

〈みなと保健所
各センターの所在地〉

生活衛生センター 六本木 5-16-45
保健サービスセンター 三田 1-4-10
健診センター(健診時のみ開場) 赤坂 4-18-13

休日診療

診療時間 □ は午前9時～午後5時
診療時間 ★ は午後5時～午後10時

6月13日(日)	宇津木内科診療所(内)	芝5-33-7 徳栄ビル地下1階	3453-8776
	古川橋病院(外・内)	南麻布2-10-21	3453-5011
	渡辺歯科医院(歯)	六本木3-10-9 榎川誠志堂ビル3階	3402-1439
6月20日(日)	★岡部医院(内)	西麻布2-24-12	3407-0076
	若田医院(内・小)	港南4-2-19-114	3471-2972
	西原病院(外・内)	白金1-3-2	3440-2531
	岩崎歯科医院(歯)	東新橋2-5-14 MSK新橋ビル9階	3434-3522
	青木歯科医院(歯)	麻布十番1-6-5 青木ビル2階	5411-5737
	★アザブ循環器クリニック(内)	元麻布3-4-8	5411-0405
	港区休日歯科応急診療所	三田1-4-10 保健サービスセンター3階	3455-4927

※電話不通の場合は、下記の診療案内へ

診療案内	東京消防庁テレホンサービス	☎ 3212-2323 (毎日24時間) 短縮ダイヤル「#7119」
	東京都保健医療情報センター	☎ 5272-0303 (毎日24時間)

薬の相談

《港区休日くすり何でもテレホン》 対応時間：午前9時～午後2時

6月13日(日)	植松薬局	西新橋1-9-2	3501-3979
6月20日(日)	あおい調剤薬局	虎ノ門1-2-16	3591-0356

※電話不通の場合は ☎ 090-9378-7915
《夜間対応当番薬局》 ☎ 090-3690-3102 午後8時～午前8時(毎日)

●すくすく育児相談

とき	6月24日(木) 午後1時30分～2時30分
ところ	保健サービスセンター
内容	身長・体重測定および発達・育児・栄養・心理・言葉・育児等の相談
対象	区内在住の就学前のお子さんと保護者
申し込み・問い合わせ	当日直接会場へ。 健康推進課地域保健係 (保健サービスセンター) ☎3455-4772

●新米ママ健康相談

対象	妊娠中および出産後1年以内の区民
相談内容	妊娠・出産・産後の体調、母乳、乳房管理等について
相談方法	助産師による家庭訪問
相談回数	産前1回、産後1回
申し込み	電話で、健康推進課地域保健係へ。 (保健サービスセンター) ☎3455-4772

●高秋サマーキャンプ参加者募集 ぜん息をもつ仲間と一緒に緑の中で共同生活を体験しませんか

とき	7月23日(金)～27日(火) 4泊5日
ところ	大心苑(茨城県高萩市)
対象	区内在住の小学校2年生から中学校3年生までの、ぜん息をもつ児童・生徒
定員	40人(抽せん)
申し込み	電話で、6月21日(月)までに保健予防課公害補償係へ。 (保健サービスセンター) ☎3455-4773

●各種検診

検診名	胃・大腸がん検診(7月分)	肺がん検診(7月分)
とき	申し込みの際に、7月の中で第1・第2・第3希望日(土・日曜、祝日を除く)を申し出てください。可能な限りご希望の検診日を優先します。	検診受付：午前8時30分～9時30分
定員	50人	35人
対象	35歳以上の区民	40歳以上の区民
ところ	こころとからだの元氣プラザ【JR・地下鉄 飯田橋駅徒歩1分】(千代田区飯田橋3-6-5)	検診受付：午後2時～3時30分
申し込み	電話で6月11日(金)から、健康推進課健康づくり係へ。(保健サービスセンター) ☎3455-4928 受付時間：午前9時～午後5時 ※定員になり次第締め切らせていただきますので、ご了承ください。	

※4月実施分から、検診場所・申し込み方法・検診日および検診時間が変更になりました。
※詳しくは、健康推進課健康づくり係へお問い合わせください。

●乳がん検診・子宮がん検診・歯周疾患予防健診

	乳がん検診	子宮がん検診	歯周疾患予防健診
対象	30歳以上の女性	30歳以上の女性(最近1か月以内で不正性器出血等の自覚症状のない人)	25歳以上50歳以下の人で、現在歯科治療中でない人
とき	11月30日(火)まで		
ところ	区内指定医療機関		
内容	問診・視診・触診	問診・視診・細胞診	歯の健診・歯周の健診
個別通知	平成14・15年度のいずれかで、それぞれの検診を受けた人には、受診票をお送りしました。		今年度、30歳・40歳・50歳になる人と、平成14・15年度に、歯周疾患予防健診を受けた人には、受診票をお送りしました。
申し込み方法	電話または、はがきで健康推進課健康づくり係へ。はがきで申し込むときは、希望健(検)診名・氏名(フリガナ)・住所・生年月日・性別・電話番号をのりなく記入してください。		
申し込み・問い合わせ	〒108-0073 港区三田1-4-10 健康推進課健康づくり係へ。 (保健サービスセンター) ☎3455-4928		

●乳がん検診を受けたあとに…7月からマンモグラフィ(乳房撮影)検査がはじまります

対象	次のいずれにもあてはまる人 ○40歳以上の本年度偶数年齢になる女性 (本年度40・42・44・46・48・50歳……→) ○港区の乳がん検診で異常なしと診断された人で希望する人
とき	7月1日(木)～12月24日(金)
ところ	こころとからだの元氣プラザ(千代田区飯田橋3-6-5)
費用	一部負担金1,000円が必要です。マンモグラフィ検査の受け付け時にお支払いください。なお、非課税世帯、生活保護世帯の人は負担金免除の制度を利用できますので申し込み時に申請してください。
申し込み	乳がん検診を受診後、上記条件にあてはまる人は、乳がん検診受診票に同封されている専用はがきに必要事項を書いて健康推進課健康づくり係(保健サービスセンター)へ送付してください。
問い合わせ	〒108-0073 港区三田1-4-10 健康推進課健康づくり係へ。 (保健サービスセンター) ☎3455-4928

●家族会 こころの病気になる人の家族の集まりです

とき	毎月第3木曜日 午後2時～4時
ところ	保健サービスセンター
内容	交流・相談・勉強会を通じて、家族同士でささえあい、まなびあう場です。
対象	区内在住で、こころの病気になる人の家族
申し込み・問い合わせ	電話で、健康推進課地域保健係へ。 (保健サービスセンター) ☎3455-4772

●骨粗しょう症検診

とき	7月22日(木) 午後1時15分～2時30分
ところ	保健サービスセンター
内容	問診・身体体重計測・骨密度測定、診断・保健栄養指導
対象	18歳以上の区民※現在骨粗しょう症で治療中の人および過去2年以内に検査を受けたことのある人はご遠慮ください。
定員	35人(電話で先着順)
申し込み	電話で、健康推進課健康づくり係へ。 (保健サービスセンター) ☎3455-4928 受付時間：午前9時から

80歳になっても20本の歯を残しましょう

平均寿命と歯の平均寿命

わが国の平均寿命は、女性85・2歳、男性78・3歳(平成14年調べ)と、世界一の長寿国を保っています。

では、歯の寿命はどうでしょうか。男女平均で最も長寿な歯は左下前歯の66・3年、最も短命な歯は右下第一大きゅう歯(※1)の49・6年(平成11年調べ)でした。

健康に長生きするためには、歯の寿命も伸ばしたいものです。

8020達成者に学ぶ

※1 親知らずを除いた、一番にある歯

昨年、港区で8020達成者の表彰を行いました。その時の審査から、8020達成者は、かかりつけの歯科医がいて、定期的に健診を受けている。毎日ていねいに歯をみがいている、という結果が生まれました。

また、他の調査で、①間食が少ない傾向にある②第一大きゅう歯(※2)が比較的健康に保持されていた③子どものころ、両親から正しいしつけを受けていた、という項目もあげられています。

※2 通常、六歳きゅう歯と呼ばれ、親知らずを除いた、奥から一番目にある歯

口腔の健康づくり八か条

- 一日一回は、10分程度の時間をかけて、ていねいに歯をみがきましょう。
- デンタルフロスや歯間ブラシを使って、隅々までていねいにみがきましょう。
- 月に一回は、歯や歯肉を自分で観察しましょう。
- かかりつけの歯医者さんで、定期健診や歯の清掃をしてもらいましょう。
- 甘い食べ物や飲み物の食べ過ぎに注意しましょう。
- 喫煙は、歯周疾患の危険因子でもあります。
- 良く噛んで食べましょう。
- ストレスは早めに、上手に解消しましょう。



ルールを守って国際化

区では、警察や入国管理局と協力して生活安全施策をすすめています。入国管理局では、毎年6月を「不法就労外国人対策キャンペーン月間」としていま

「8020達成者」募集のお知らせ

80歳で20本以上ご自分の歯がある人を、診査の上、日ごろの歯と健康づくりの成果をたたえ表彰します。

対象 誕生日が大正13年3月31日以前で、ご自分の歯が20本以上ある区民(治療歯は可) 申し込みが初めての人のみ 申し込み 自薦・他薦にかかわらず電話で、6月11日(金)から7月30日(金)までに健康推進課地域保健係へお申し込みください。

申し込み 区内には、多くの外国人が暮らし、まつりなど地域での交流も活発になっています。しかし、ごく一部ですが、不法に入国・残留、または就労できない資格で在留し、就労する外国人がおり、十分な賃金が与えられなかったり、労働災害にあつても十分な救済が受けられないといった問題が起きています。

不法就労外国人を雇用したり、雇用のあっせんをすることは違法で、罰則の適用がありますので、ご注意ください。

問い合わせ 東京入国管理局総務課 ☎5796 7111 地域活動支援課地域振興係 ☎内線 2530